

戸籍とは？

婚姻届書の中に、「**婚姻後の夫婦の新しい本籍**」という欄があり、「**夫の氏**」で結婚するか「**妻の氏**」で結婚するか、また**新本籍をどこに置くか**を記入するようになっています。
これを基に「戸籍」を新本籍の地方自治体が作成します。

例：夫（初婚）千葉太郎さん

妻（初婚）若葉花子さん

が夫の氏で、新本籍を花見川区瑞穂1丁目1番地

（本籍を置くことができるのは、住所ではなく地番があるところ）

千葉太郎さんと若葉花子さんが、夫の氏で新本籍を「花見川区瑞穂1丁目1番地」という婚姻届を提出した場合

夫：千葉太郎 妻：千葉花子 筆頭者は、千葉太郎となり

新本籍がある区市町村（花見川区役所）が作成します。

（他市、千葉市内他区に届出された場合、審査終了後の届出書が花見川区に転送されてきてから戸籍を作成します。）

お子さんが生れると、（長男：千葉一郎、長女：千葉房子、二男：千葉次郎と）書き加えていきます。**これを「戸籍」といいますが、この戸籍の全員が記載されている証明を「全部事項証明」といい、個人の方だけの証明を「個人事項証明」といいます。**

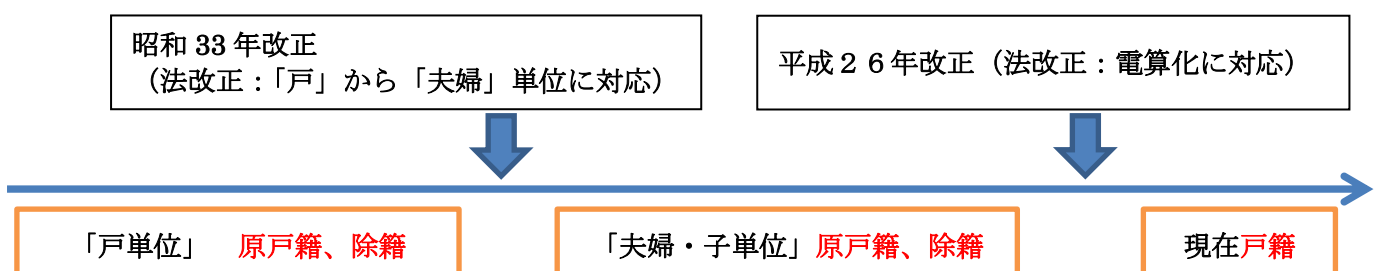
その後、お子さんの一郎（房子、次郎）さんが結婚すると、千葉太郎さんが筆頭者のこの戸籍を出て、配偶者と共に新しい戸籍をまた創ることとなります。

そして、千葉太郎さんの戸籍にあった一郎さんの欄には、個人除籍として「除籍」と記載されます。この個人除籍は、婚姻、死亡等によりその戸籍から「除籍」された場合に記載されますが、どなたかがこの戸籍に残っている場合は、「（現在）戸籍：全部事項証明（謄本）」、「（現在）戸籍：個人事項証明（抄本）」として証明をすることとなります。

そして、**この戸籍から全員がいなくなった場合、千葉市外へ「転籍」した場合は、全部除籍として「除籍」となり、この証明書を請求する場合は、「除籍：全部事項証明（謄本）」、「除籍：個人事項証明（抄本）」となります。**

また、**何らかの理由（法律の改正、一齐に紙戸籍を電子化した等）で、改製された元の戸籍を改製原戸籍（かいせいげん戸籍、現在の戸籍と区分するため「はら戸籍」という場合があります。）**といっています。

昭和32年戸籍法の改正により「戸主制」から「夫婦親子」単位になり**昭和33～38年に、千葉市の戸籍が電子化された平成26年1月11日の時点で「原戸籍」が出来ています。**



Q 1 どのようなことが記載されているの？

人の**出生から死亡までを記録した文書**であり、その出来事を証明する公的な資料として使われています。記載されている内容は、本人の名、父母の名、生年月日、出生地、婚姻者、婚姻年月日、死亡日、死亡地および届出日、届出者など、**個人にとっての重要な出来事が記録**されています。

戸籍の証明書は、本籍地の自治体にのみデータが保管されています。（データがない住所地での取得はできません）したがって、本籍地でしか証明書は取得できませんので、本籍地に出向くか郵送請求してください。

また、直系の方、その戸籍に記載されていた方などは、委任状がなくても取得可能です。（[Q 7 参照](#)）

Q 2 いつの時点で作られるの？ 筆頭者とは？

現在の戸籍は、結婚等によりひとつの戸籍が作られます。

AさんとBさんが婚姻届を提出した時に、「婚姻後に称する氏」の欄で「夫の氏」を選択された場合は夫が、「妻の氏」を選択された場合は、妻が筆頭者となります。

つまり、**結婚されたときに、「氏＝姓」の変更がなかった方が、その戸籍の筆頭者**となります。（筆頭者とは、その戸籍の筆頭に記載されている方で、**死亡された場合でも変更はありません。**）

Q 3 子どもが結婚したり、夫婦とも亡くなった場合は？

子どもが生まれ、その子が結婚した場合等は、親の戸籍から出て、新しい戸籍ができます。

また、その**戸籍に記載されていた方が、結婚か死亡等によりその戸籍から除かれ全員が除かれた段階で、その（現在）戸籍は、「除籍」と**なります。

Q 4 戸籍の附票とは？

戸籍に付随するものに、「戸籍の附票」というものがあります。**その戸籍に記載された方それぞれの住所の変遷が記載されています。つまり、その戸籍が作成された時点から婚姻や死亡等でその戸籍から抜けるまでの住所が記載されています。**

ただし、**保存期間は、その戸籍が除籍になった年度の翌年から5年間**となります。転籍等により以前の戸籍が除籍になった場合も同様です。

Q 5 相続手続きで、「出生から死亡までの戸籍を集めて」といわれたが？

相続手続き等では、死亡されたその方（被相続人）の出生から死亡まですべての戸籍が必要となります。

前述のように、戸籍は、一人分でも期間によって複数に分かれていますので、生まれた時から結婚するまでは、親の戸籍（筆頭者は親のどちらか。死亡していても変更はありません。）の中に記載があります。

結婚後は、その方が配偶者の方が筆頭者となった戸籍に、婚姻から死亡までの事項が記載されています。

転籍（本籍地を移す）があった場合は、さらに前後がつながるように、それぞれの戸籍の証明交付を受ける必要があります。

具体的には、次のように集めていきます。

- ① **死亡時の住民票（本籍地、筆頭者、続柄が入ったもの）を取得し確認**
（ご自分の戸籍など相続人とわかるものと本人確認できるものと一緒に持参し住民票を取得）
- ② **死亡時の戸籍謄本（全部事項証明）を取得、及び「この戸籍がどのような事由で作成されたか、前は、どこの戸籍（本籍地、筆頭者）に入っていたか」などを確認（以下同様に出生まで）**
（上記の住民票や戸籍など相続人とわかるものと本人確認できるものと一緒に持参し取得）

[郵送で申請する場合はこちら（区政事務センター）](#)

Q6 転籍とは？

戸籍の証明が必要になった場合、あなたの戸籍は本籍地の市等にしか戸籍の原本がありません。したがって、他の市町村では、証明書を作成するために必要なコピーや確認ができませんので、あなたの戸籍を保管している市町村に出向くか、郵送で請求することとなります。

(千葉市の申請書も利用可能)

住所のあるところで証明を入手できた方が便利ということで、住所を移転するたびに本籍も移転される方がいらっしゃいます。

この本籍地を移すことを「転籍」といい、千葉市の(地番があるところ)どこにでも転籍でき、戸籍の証明は、千葉市で取得できるようになります。一方、転籍には以下のようなデメリットもあります。戸籍の証明は、どのくらいの頻度で必要ですか？

※ 婚姻届等に記載する新本籍は慎重にお考えください。
将来も転籍しないで置いておける地番がお勧めです。

- (1) 千葉市〇〇区に、そのまま戸籍が移されてくるのではない。
- (2) 旧本籍地(市内他区も同様)に今まであった戸籍は、除籍になる。
この場合、住所の変遷一覧が記載された戸籍附票は、5年後に廃棄。
(いつ、どこに居たかが消える。)
- (3) 新本籍地で新たに作成される戸籍に記載される内容は、最低限の事項だけで作成される。
(出生、婚姻など)
- (4) 転籍時点で、除籍になっている方(死亡、婚姻など)の身分事項欄は、新しい戸籍には、記載されない。(筆頭者欄は、死亡しても変更されません。)
- (5) 相続の手続きは、出生から死亡までのすべての戸籍、除籍が必要となる。
転籍していれば、その全部が必要。

Q7 誰の戸籍でも取れるの？

戸籍には、生年月日や死亡日のほか、親子関係、養子縁組、婚姻、離婚など身分関係の変遷が記載されております。これらはいわゆる個人情報です。よって、誰の戸籍でも取得できる訳ではありません。他人の戸籍はもちろんのこと、親戚であっても取得できるのは、直系尊属と直系卑属の範囲内と法律で制限されております。

【委任状が不要となる方は直系尊属、直系卑属とその戸籍に記載されている方となります】

直系とは、自分から親子関係で続いている人々のことを言います。

対して、傍系とは血はつながっているが、親子関係で結ばれていない人々のことを言います。

また、自分より上の世代が尊属、下の世代が卑属です。たとえ兄弟姉妹であっても戸籍が別々の場合は、傍系になりますので、勝手に戸籍を取得できないのです。

本人や直系の方などが、[郵送で申請する場合はこちら\(区政事務センター\)](#)